### 女性問題アドバイザー

## だより

2017年3月発行/第45号

編集発行:八幡市市民部人権啓発課

八幡人権・交流センター

Tel 075-981-3127

#### 「夫婦同氏」と「選択的夫婦別氏制度」

#### あなたは自分の氏を変えることについて

どう思いますか?

「昔から結婚すれば夫の氏に変えるのは自然」 「結婚したら同氏にしないといけないなら、夫の氏になるのが当然ではないか」 「好きな彼の氏になれて、嬉しい」そんな声が聞こえます。

一方で最近の女子大学生のアンケートによると

結婚によって氏を変えたくないと考える女性が増えているようです。 実際に聞いてみると「名前は自分のアイデンティティを守るもの。 何でも男性に合せる必要があるのかな」

「自分の氏は変えたくないけれど、相手に理解してもらえるかな。 彼の親の理解が得られるかは不透明」との答えが返ってきました。 あなたはどう思いますか。

アメリカ大統領選で敗れたヒラリー・クリントン氏、彼女もかつて自分の氏「ロダム」を名乗っていたことをご存知ですか。アーカンソー州で若くして知事の座に就いた夫、ビル・クリントン氏が最初の任期の終わりを迎える 1980 年に痛い落選を喫した時に、敗因の一つとしてささやかれたのが、妻ヒラリー・ロダムの影響です。当時では**異例の夫婦別氏**を貫き、さらに知事夫人として、政策に口を出して、人々の反感を買っていたというのです。翌年、夫が再び知事を目指すにあたり、ヒラリーは氏を変える決断をして、「ヒラリー・クリントン」の誕生となりました。しかしその後も署名には「ヒラリー・ロダム・クリントン」と旧姓込を続けています。そしてそれを、当時「いかにも**自己を埋没させようとはしない**彼女らしい」と人々から肯定的に受け止められていたそうです。

#### 「選択的夫婦別氏制度」とは?

# 選択的夫婦別氏制度

そもそも「**選択的夫婦別氏制度**」とはどのようなものでしょうか。文字通り夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦が結婚前の氏を各々名乗ることを認める制度です。 「選択的」ですから、従来のように、結婚後に夫婦で同じ氏を名乗りたい場合には、同じ氏を、別氏でいたい夫婦は別氏を選択できるという制度です。

2015年末に話題になった選択的夫婦別氏裁判。結婚した夫婦に同じ氏を名乗ることを求めている現行の法律(民法)が、憲法が保障している「氏の変更を強制されない自由」を侵害し、平等原則にも反するとして、5名の原告が訴えを提起しました。



## 合憲

最高裁の下した判決は「**合憲**」でした。その根拠として「近時、通称使用が広まり 女性が氏を変えることによる不利益は、一定程度は緩和され得る。」ということです。

## 韋憲

多数意見の合憲説に対して 5 人の裁判官が**違憲説**を説きました。その理由の 1 つに「夫の氏の『選択』には、意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しており、(女性の社会的経済的な立場・家庭生活における立場の弱さ、事実上の圧力など)、この負担を避けるために法律婚をしない者が増えている。」とあります。

この判決書の中で、海外事例に言及している最高裁判事もおられたようです。かつて 日本と同様に夫婦同氏制を採っていたとされるドイツやスイスなど多くの国々でも、夫 婦別氏を選択できる制度を採用する国が増えています。**夫婦同氏を例外なく**採用する国 は日本以外ほとんどないのが現状で、日本は国連の女性差別撤廃委員会から繰り返し法 改正を勧告されています。

氏は「人格の象徴であり、人格権の一内容を構成する」と認められている現在、多くの 日本女性が結婚に際し改氏をしている現状と「女性の人権」について考えてみませんか。 「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」 (民法 750 条)と規定しています。つまり夫と妻の氏が異なる形での婚姻 が認められていません。結婚すれば、夫婦の一方の氏を夫婦の氏としなければならない としています。

この法は妻に改氏を命じていないものの、およそ 96%の女性が当然のごとく結婚に際し、男性の氏を選び、変更を選択しているという現実があります。

女性活躍推進時代と言われる昨今、女性が自分らしく生きようとする中で、平成 27年12月の閣議決定には、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが 盛り込まれています。

## 国の施策

国は第4次男女共同参画基本計画に、「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。」と具体的な取り組みを上げています。

# 里女共同参画社会

男女共同参画が目指すのは、女性も男性も個性と能力を十分に発揮でき、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会です。

このように、個性と能力を発揮して、いきいきと自分らしく暮らしていくことができる社会の実現のためには、女性が嫁、妻、母という性役割で自分を縛らず、男性と同じように自分の人生を大切に生きて良いと思えること。そして、周囲の人たちに対して自分の意見を述べても良いと思うことが大切ではないでしょうか。

家族のため、夫のため、子どものためといつも自分を後回しにしてきた女性にとって、自己主張することは決して簡単なことではないかもしれませんが、自分自身に目を向け、自分の力を信じることは、幸せになる能力を高めることにつながります。

### 女性相談窓口について

一般相談と専門相談(フェミニストカウンセリング)があります。お問合せください。

○一般相談: 月曜日~金曜日(祝日を除く)午前 10 時~午後 5 時面接相談と電話相談があります。☆女性問題アドバイザーが相談に応じます。☆予約は必要ありません。

◎専門相談(フェミニストカウンセリング)

毎月第2・4の木曜日(祝日の場合翌日) 午後1時30分~4時30分 面談相談

☆フェミニスト・カウンセラーが相談に応じます。
☆予約が必要です。一日3人まで

場 所:八幡人権・交流センター (八幡市八幡軸 63)

> 面接相談は「女性ルーム」でお聞きします。 相談専用電話 Tel 075-983-1784 お問合せ Tel 075-981-3127

- ☆ 女性相談では、相談者の意思を尊重し、必ずしも名前 や住所などはお聞きしていません。
- ☆ 秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

